

# 4-2. 要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金

要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金は、現に生活保護を受給されている高齢者世帯、又は要保護の高齢者世帯を対象に、今お住まいの居住用不動産を担保に生活費を貸し付ける資金です。



## 対象となる世帯

- 生活保護世帯（高齢者世帯のみ）



- (注1) 借入申込者が単独で所有している居住用不動産（同居の配偶者とともに連帯して資金の貸付けを受けようとする場合に限り、当該配偶者と共有している不動産を含む。）に居住していること。  
 (注2) 借入申込者が所有している居住用不動産に賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていないこと。  
 (注3) 借入申込者及び配偶者が原則として65歳以上であること。  
 (注4) 借入申込者が属する世帯が、本制度を利用しなければ、生活保護を受給を要する要保護世帯であると保護の実施機関（生活保護法第19条第4項に規定する保護の実施機関をいう。）が認めた世帯であること。

## 資金の種類と内容

資金種類	貸付限度額	貸付期間	契約の終了	据置期間	返済期間	貸付利子	連帯保証人
要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金	月額は福祉事務所が設定（生活扶助額の1.5倍以内） ・居住用不動産の評価額の7割程度（集合住宅は5割） ※居住用不動産の評価額が500万円以上あることが条件	借受人の死亡時までの期間 又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	(1)借受人が死亡したとき (2)都道府県社会福祉協議会会長が貸付契約を解約したとき (3)借受人が貸付契約を解約したとき	契約の終了後 3月以内	据置期間 終了時 原則一括返済	年3% 又は毎年4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い利率	不要

## 必要な書類

内容	対象者	書類
世帯の状況が明らかになる書類	借入申込者	●戸籍謄本 ●住民票（世帯全員分）
担保となる土地の状況が明らかになる書類	借入申込者	●土地及び建物の登記簿謄本 ●土地の公図、位置図、土地及び建物の固定資産課税台帳、固定資産評価額証明書 ※その他、土地の地籍図、測量図、建物図面等（本人が所有する場合）
推定相続人の意向を確認する書類	推定相続人	●推定相続人の同意書

※上記以外にも、必要に応じて書類を求める場合があります。

## 貸付の仕組み

- 福祉事務所の調査を経て、岩手県社会福祉協議会で審査のうえ借受人と貸付契約を締結します。
- 不動産を担保として、岩手県社会福祉協議会から借受人に生活資金を融資します。  
(注) 担保となる不動産には、「根抵当権の設定登記」を行います。
- 借受人が死亡した場合等に貸付契約は終了し、借受人の相続人が貸付金および利子を返済します。  
(注1) 償還は、相続人の自己資力によるほか、不動産を売却して売却益から返済する場合もあります。  
(注2) 貸付申請から初回送金まで要する期間は、3月程度を目安としています。  
※事情により3月以上の場合あり。

